平成２２年（フ）第２２０８号
札幌市西区発寒６条13丁目３番17号
債務者　澤畑　純子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２８号
北海道江別市見晴台91番地の２
債務者　大場　愛子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３４号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目７番10―402号
債務者　寺田　純次
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４１１号
札幌市北区北24条西６丁目２番２―1003号
債務者　門桝　晴香
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４２６号
札幌市豊平区平岸４条12丁目３番６号　高崎マンションＣ号
債務者　谷川　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４３８号
札幌市豊平区平岸３条４丁目３番27号　シャトレー平岸５号
債務者　須藤　貴明
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４４５号
札幌市手稲区手稲本町１条２丁目５番９号　フォレスト12―Ｃ号
債務者　野田　厚子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４５９号
札幌市西区発寒７条11丁目１番35―202号
債務者　清水　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４９１号
札幌市中央区南７条西12丁目４番16―417号
債務者　工藤　　満
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５５号
群馬県前橋市岩神町１丁目22番10号
債務者　清水　一彦
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３７０号
群馬県前橋市下小出町２丁目45番地12　ベル＆ＭＫハイツ305号
債務者　國下　泰廣
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８１号
群馬県前橋市箱田町1249番地１　細野ハイツ101号
債務者　黒田ひろゑ
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８３号
群馬県前橋市箱田町13番地１　グランドールＡ―201号
債務者　行友　　修
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４０１号
群馬県前橋市龍蔵寺町59番地１　レオパレスエクセルハイムＡ―202号
債務者　荒木田吉嗣
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４０４号
群馬県前橋市岩神町３丁目３番６―２―Ｂ号　ＪＣファースト
債務者　布施　公明（旧姓志塚）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４０６号
群馬県前橋市西片貝町５丁目26番地９　松本アパート５号
債務者　林　　博史
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４０８号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮450番地３　下之宮貸住宅東２号棟
債務者　萩原　博幸
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所